大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により大規模 小売店舗に係る変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第 3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成28年5月12日

東広島市長 藏 田 義 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - ジュンテンドー黒瀬店
 - 東広島市黒瀬町楢原字上田中137番1ほか
- 2 変更に係る事項

(2) 所在地

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後8時00分

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前7時00分	午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場番号	駐車可能時間帯
1	午前8時30分から午後8時30分まで

(変更後)

駐車場番号	駐車可能時間帯
1	午前6時30分から午後10時00分まで

3 変更する年月日

平成28年4月29日

- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5

- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,666平方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

位	置	収容台数
店舗西側		20台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

I	位	置	収容台数
ı	店舗西側		10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面積
店舗北側	31平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容量
建物北側	3平方メートル
建物北側	5平方メートル
合計	8平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場番号	出入口の数	出入口の位置
		駐車場北東側
1	3箇所	駐車場北側
		駐車場南側

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき可能時間帯	
午前6時00分から午後10時00分まで	

5 届出年月日

平成28年4月28日

- 6 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間

平成28年5月12日(木)から平成28年9月12日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課 東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成28年9月12日(月)
- (2) 提出先 東広島市産業部商業観光課